平成27年8月10日

公　　告

分任契約担当官
陸上自衛隊十条駐屯地
補給統制本部調達会計部業務課長　山口

分任契約担当官 陸上自衛隊十条駐屯地補給統制本部調達会計部業務課長之印

以下のとおり一般競争入札を実施するので、契約条項承知のうえ参加されたい。

1　入札事項

契約実施計画番号	51TL1G200340						
調達要求番号	物品番号		単位	数量	銘柄	納地	指定
品名					使用期限等	引渡場所	
部品番号　または　規格						搬入場所	検査
使用器材名			仕様書番号		グループ	納期	包装
51T01A24003　0001			ST	1.00		補統	
無停電電源装置保守点検役務						補統	
仕様書のとおり						総務部管理課補給班	
						平成27年11月30日（月）	

2　競争参加資格
防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）で、役務の提供等のA,B,C,D級の資格を有する者。

3　契約条項を示す場所
陸上自衛隊　補給統制本部　調達会計部業務課（南棟１階東側）

4　説明会及び入札執行の日時場所

公　告	平成27年8月10日（月）	公告　第　43　号
説明会日時場所		
入札日時場所	平成27年9月14日（月）13時30分	補給統制本部調達会計部入札室

5　保証金

入札保証金	免除	契約保証金	免除

6　落札決定方式及び契約方式

落札決定方式	総品目総額	契約方式	一般競争

7　注意事項

1　競争に参加する者に必要な事項
　別紙のとおり
2　入札の方法
　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１０８分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。
3　入札の無効
（1）第２項に示した競争参加資格を有しない者のした入札。
（2）注意事項第１項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札。
（3）入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札。
（4）電話・電報等での入札
（5）入札及び契約心得第３章第６項に規定する暴力団排除の推進に関する誓約をしない場合、誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

4　契約書作成の要否
　５０万円以上の場合は請書、１５０万円を超えた場合は、契約書を作成する。
5　その他
（1）郵便等により入札に参加する場合は、平成２７年９月１１日（金）１７時００分必着とする。なお、再度入札を実施する場合は、９月１８日（金）１５時２０分とします。初度入札参加者に入札状況をＦＡＸ送信いたしますので受信後、連絡をお願いします。また、再度入札の入札書を郵送する場合は、９月１８日（金）１２時００分までに必着するようにすること。
（2）入札に参加する者は、入札前までに競争参加資格決定通知書（写）を提出すること。
（3）入札が代表者の代理の場合は、委任状を提出すること。
（4）入札に参加される方は、必ず下記担当者に連絡すること。
（5）契約等、その他不明事項に関する問い合わせ先
　（電話０３－３９０８－５１２１　内線２６７２）契約班佐藤に問い合わせられたい。
　直通ＦＡＸ０３－５９９３－５０５４

品 目 等 内 訳 書

契約実施計画番号	51TL1G200340

NO	調達要求番号 / 物品番号 / 品名 / 部品番号 または 規格 / 使用器材名	単位	数量	仕様書番号	単価	金額	銘柄 / 使用期限等 / グループ	納地 / 引渡場所 / 搬入場所 / 納期	指定 / 検査 / 包装
1	51T01A24003 0001 無停電電源装置保守点検役務 仕様書のとおり	ST	1.00					補統 補統 総務部管理課補給班 平成27年11月30日	
	- 以 下 余 白 -								

通知書 務課長之印

別　紙

1　競争に参加する者に必要な資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７１条の規定に該当しない者であること。

(3) 防衛省大臣官房衛生監、運用企画局長、経理装備局長又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

(5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

(6) 第４号の「資本関係又は人的関係のある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア　資本関係がある場合

次の(ｱ)又は(ｲ)に該当する二者の場合。ただし、(ｱ)については子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号及び会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第３条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は(ｲ)について子会社の一方が会社更生法（昭和２７年法律第１７２号）第２条第７項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２条第４号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

(ｱ) 親会社（会社法第２条４号及び会社法施行規則第３条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(ｲ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ　人的関係がある場合

次の(ｱ)又は(ｲ)に該当する二者の場合。ただし、(ｱ)については、更生会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

(ｱ) 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(ｲ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ　ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

(7) 防衛省として原価計算システムの適正性を確認できない状態にある者でないこと。

（但し、市場価格等による場合は除く）

達会計業務課長之印

仕　様　書

件　　名	調達要求番号	51T01A24003
無停電電源装置保守点検役務	計画番号	
	仕様書番号	陸　－　3
	作成年月日	２７．　８．　６
	変更年月日	
	作成部課	総　務　部　管　理　課

１　適　　用

この仕様書は、陸上自衛隊補給統制本部において発注する無停電電源装置保守点検役務について適用する。

２　点検器材設置場所

陸上自衛隊補給統制本部Ａ庁舎中棟地下１階電子計算機室

３　点検品目

無停電電源装置（富士電機株式会社　　ＧＧＭ－１５０－Ｘ）

４　点検項目

別紙

５　作業内容等

（１）本作業は、本仕様書並びにメーカー取扱説明書に基づき、内部部品の不良（故障・損耗・劣化）箇所の点検を行う。

（２）作業に必要な部品等の搬入揚重、現場取り付け、梱包輸送等の器材並びに資材等は契約相手方においてすべて準備する。

（３）作業終了に際しては作業現場の後片付け等を確実に実施するものとする。また、駐屯地の業務に支障のないよう作業を実施するものとする。

６　実施時期及び作業時間

実施時期及び作業時間帯については**閉庁日**の０８３０～１７００の間とし、官側と細部調整するものとする。ただし、その場合は官側に申し出、承認を受けた後に実施する。

７　提出書類

契約相手方は、事前に工事関係者入門許可申請書（許可証）及び工事人名簿、その他官側の必要とする書類を指定する期日までに提出する。

また、点検結果報告書を作成し納期までに１部提出する。様式については随意とする。

８　検　　査

点検作業完了後、点検結果報告書の提出により検査合格とする。

９　安全配慮義務

点検に際しては、人身及び施設に事故が発生しないよう万全の措置を講じ、安全に配慮しなければならない。

１０　保　　全

点検に際しては、保全上許可を受けていない場所への立入は厳禁とする。また実施に際し知り

得た情報は外部に漏洩してはならない。

１１　協議事項

本仕様書に定めない事項で疑義が生じた場合は官側と協議を行う。

別紙

ＵＰＳ点検要領書（点検項目）

No.	点検項目	点検内容	備考
1	環境確認	運転環境（温度・ほこり・換気等）を確認する。	
2	外観構造検査	１）装置内の使用部品類を目視、触手検査（変色・過熱・取付・変形）し、今後の使用可否を判定する。 ２）異音、ファン運転（冷却状態）の確認にて装置全般の状態について、良否の判定をする。	
3	運転状態確認	状態表示の確認にて装置全般の状態について、良否の判定をする。	
4	特性確認	精密計器により測定し、初期値との比較にて、規格外や経年劣化の有無を判断して必要な調整、補正を行う。 （入力電圧、出力電圧、出力電流、直送電圧の測定）	
5	積算時間の確認	運転時間により、有寿命部品により交換時期（年度）の管理を行う。	
6	システム設定確認	１）各機器、部品類について切替位置、目盛、点灯状況、指示値等を確認して、良否を判定する。 ２）制御プリント板各部のデータを測定し、設定値、制御・保護信号、基準電圧等の各部データをモニタする。初期値と比較して経年変化の傾向を把握し必要な調整、補正を行う。	
7	停電履歴の記録	通常運用中の停電動作を検証する。	
8	故障履歴の記録	通常運用中の不具合動作を検証する。	
9	シーケンス試験	操作モード、故障時動作、停電・復電の機能を検証する。	
10	予備品確認試験	不具合発生時に何時でも使用可能か定期検査を行う。	
11	波形測定	１）入出力の電圧、電流を測定し、整流器、インバータ動作を判定する。 ２）ピーク負荷電流に対する負荷率の良否を判断する。	
12	バッテリー点検	１）外観（電槽の欠損、損傷、液漏れ、接続部の腐食）を検査し今後の使用可否を判断する。 ２）各セル毎の電圧を測定して寿命、劣化を判定する。 ３）充電の過不足を判定し、必要により調整を行う。 ４）各セル毎に短時間放電特性または内部抵抗を測定して寿命、劣化を判定する。（但し、ＭＳＥタイプバッテリの場合に限る）	
		（以下余白）	